

横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者（第5期）公募 質問書に対する回答一覧

令和8年6月9日 神奈川区地域振興課

受付番号 (受付順)	分類	ページ	項目	質問内容（質問書原文）	回答
1	公募要項	7ページ	4(4)コ 管理口座	管理口座について、「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性の観点から、「1施設当たり1口座を原則」とします。 ただし、やむをえない事情により、1施設当たり1口座とすることができない場合は、施設毎の収支管理を徹底していただくことを条件として認めることも可能です。その場合は、区と協議することとします。
2	その他 (業務の 基準)	9ページ	第2 1(9)スポーツ教室等の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	記載されたプログラムサービスは、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業として扱います。
3	その他 (業務の 基準)	20ページ	第3 3(3)備品台帳	指定管理者制度における実務手続き、P29「(2)消耗品の管理」に、「取得価格（消費税込・付随費用を含む。）が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。 備品・消耗品の取得価格の基準があればお示しください。	備品・消耗品の取得価格の基準はありません。 備品と消耗品の区分は、その物品の性質や使用できる期間の長短を優先して判断することとし、その性質又は形状を委ねることなく、相当長期間（1年以上）にわたり使用できるものを備品とします。 ただし、取得価格（消費税込・付随費用を含む。）が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。
4	公募要項	20ページ	5(4)応募手続について	会社決算の関係上、株主総会での承認後に、事業計画・収支予算、決算報告の確定となります。そのため、以下書類については提出日に直近年度分が間に合わない可能性があります。その場合、各書類において1年遡っての提出でよろしいでしょうか。 ク 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書 → 令和7年度分 並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由） → 令和6年度分 ケ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類 → 令和4～6年度分	問題ありません。 なお、決算確定後、7月10日（金）までに提出可能な場合は、令和7年度分の関連書類について追加提出をお願いします。
5	公募要項	6ページ	4(4)キ 賃金水準の変動への対応	賃金水準スライドや物価変動においては、当年度及び翌年度の指定管理料に反映するとあります。令和9年度以降、毎年人件費や光熱水費等の費用は増額が見込まれます。 ただし、賃金水準スライドや物価変動における増額費用は、毎年見直しを図るため、様式20、21収支計画を作成するにあたって、5年間（R9～13年度）の収支予算書には、賃金・物価変動分を見込まない金額で提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
6	公募要項	15ページ	5(3)ア 審査方法	面接審査（二次審査）では、プレゼンテーション・質疑の時間はそれぞれのくらい予定されているのでしょうか。 また、プロジェクター・スクリーン等の使用や、スクリーン上に投影する資料の配布は可能でしょうか。	正式な実施内容については、応募書類の受付終了後、7月中に応募団体宛てに通知予定です。 参考までに、前回公募時はプレゼンテーション10分、質疑応答20分の計30分で実施しました。 また、プロジェクター・スクリーンの使用及び投影資料の配布はいずれも可能です。プロジェクター（エプソンEB-1795F）及びスクリーンは会場にご用意します。
7	公募要項	19ページ	5(3)エ 評価基準項目について	評価基準の10加減点項目のうち、（3）第4期の管理運営の実績（第4期の指定管理者のみ）において、今回選定においてはどの程度の加減点を予定しているのでしょうか。	本項目については、第4期の事業報告書や第三者評価結果を踏まえ、選定委員会において管理運営の実績を総合的に評価し、評価基準で定められた範囲内（-5～+5点）で加減点を行います。